

外国人留学生チューターの手引

目 次

1 チューターの皆さんへ.....	1
2 留学生とは.....	3
3 チューターの役割.....	5
4 チューターの日常活動.....	7
5 チュータ一面談.....	8
6 チューター制度実施上の事務手続.....	10
7 その他 各種情報.....	11

1 チューターの皆さんへ

(1) 特任助教（留学生相談担当）から一言

日本で学ぶ留学生が特に必要とするサポートは大きく4つ、日本語・研究・生活・心の側面に関するものです。日本語に関しては日本語授業や留学生交流室がありますし、研究に関しては指導教員や研究室、生活面での疑問や心理的な悩みについては留学生相談室が支援にあたり、国際課は全体を統括する役割を担っています。しかし、これらの支援機関は留学生が支援を求めるに来てはじめて有効に機能することができます。その点チューター活動は4つの側面すべてに関わりつつ、しかも日常的に留学生に接してサポートできる、という非常に重要な役割を持っています。

しかしこれら4つのサポート側面すべてをチューターが抱えなければならない、という意味ではありません。留学生といろいろな話をして「いつでもサポートがある」という安心を与え、小さなことでも問題がある時には各専門部署への橋渡しをする、というのがチューターの最大の任務です。決して一人で抱え込む必要はないのです。また、何でもやってあげるのが良いわけではありません。留学生が自立して日本で生活や研究ができるための“お手伝い”を心掛けることが大切です。

チューター活動を有意義なものにするために、次の2点を積極的に行って下さい。まず1つは特別な用がなくても留学生に積極的に話かけることです。世間話でもいいですから、何でも話しやすい関係を作って下さい。もう1つはお互いによく理解できなかった点、疑問に思った点は積極的に相手に確認することです。言葉の違いやコミュニケーション方法が微妙に異なることで、思わぬことが誤解につながったりします。出身文化や母語が異なる留学生のチューターとなる時には、疑問に思うことはきちんと相手に確認することが重要です。

留学生と交流するに当たり以下の2つの点にご注意いただければと思います。まず留学生がしてほしいと言ってくること全てをやってあげなくとも大丈夫です。やり方を説明してあげることで留学生が自立して日本の生活を営めることも多いのです。また場合によっては熱心に教えてあげても留学生が答えてくれないこともあります。そのような時には留学生相談室に相談してください。

留学生のサポートを強調して書きましたが、チューター活動をとおして皆さんも有意義な体験をして下さい。バックグラウンドの違う留学生と接することで今まで思ってもみなかつた考え方やものの見方を発見できるかもしれません。「日本では・・・」と説明しながら、留学生の国ではどうなのかも聞いてみて下さい。一方的なサポートではなく、双方的な交流が行われることがチューター活動の成功につながるでしょう。

特任助教（留学生相談担当） 壁谷千穂

(2) チューター経験者からの感想・アドバイス

- ・留学生とより深く接することで学ぶことがあります。コミュニケーションの中で相手を尊重すべきところは尊重しつつ、ダメなものはなぜダメなのかをわかりやすく伝えることも忘れないで下さい。
- ・自分の研究時間を削られる可能性もあるので、最初のうちに自分がチューターとして使える時間（例：週1日）を提示しておいた方が良いと思う。
- ・学業に限らず、留学生とお互いの国の文化や趣味など色々な話をすることで、自分の勉強にもなると思います。たくさんおしゃべりをして仲良くなってください。
- ・チューター相互の連携を取った方がいいと思います。お互いの指導方針や活動方法を聞いておくのは、チューター活動をする上で、プラスになると思います。
- ・チューターだからと言ってすべての負担を背負うのではなく、周りのメンバーみんなで留学生を支えていこうという雰囲気づくりが大切だと思います。
- ・チューターを世話役だと思われないように、自分のことは自分でやらせた方がいいと思います。留学生のわがままに対し、はっきり注意する必要があります。
- ・最初、できるだけきれいな日本語を使わなくてはいけないと思い、丁寧語で接していましたが、留学生はもっと普通に話をしたがっていました。チューターは留学生にとって、身近な相談役であり、ガチガチに構える必要はありません。
- ・最初はいろいろと戸惑うことが多かったのですが、焦らずに、一つずつ問題を解決していく根気が必要だと思います。
- ・チューターを重荷に感じないで、楽しく接することが必要だと思います。
- ・先輩と後輩の関係でやるのではなく、友達になるような気持ちでやるといいです。
- ・質問、相談の最中、頻繁にこちらの回答の内容をわかったか確認していたのにもかかわらず、留学生が理解できていなかったことを後で知るということがありました。その場で留学生が「わかった」と返事をしても、後日再確認するということをしていました。

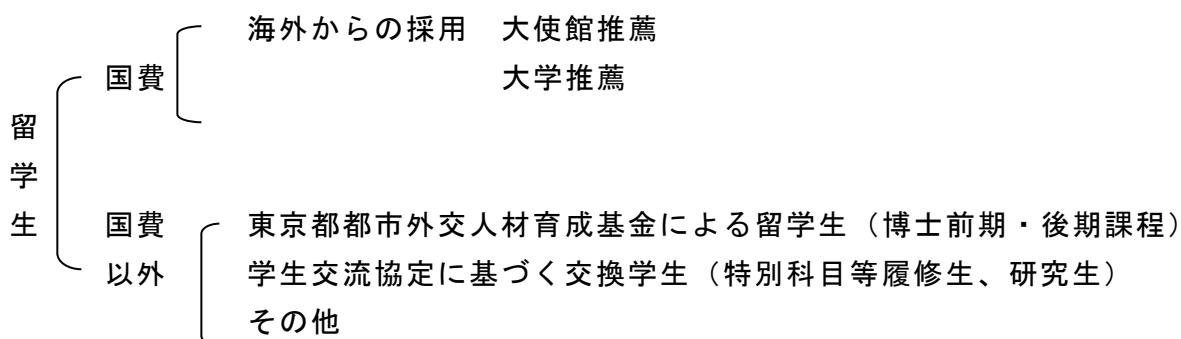
2 留学生とは

(1) 外国人留学生の定義

日本の大学において教育を受ける目的をもって入国した者で、「出入国管理及び難民認定法」により「留学」の在留資格を有する者をいいます。就労制限等、その資格に基づく活動制限があります。在留期限は3ヶ月、6ヶ月、1年、1年3ヶ月、2年、2年3ヶ月、3年、3年3ヶ月、4年、4年3ヶ月で、継続する場合は地方入国管理局で更新が必要です。なお、本学では、「本学の正規生または科目等履修生、研究生であって、外国籍を有する者（在留資格は問わない。ただし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者、及び出入国管理及び難民認定法による永住の許可を受けている者を除く。）」を留学生としています。

(2) 受入れ制度

留学生の受入れは大別すると2種類あります。一つは国費外国人留学生（以下「国費留学生」という。）で、奨学金・授業料等は文部科学省または本学が負担しています。もう一つは国費留学生以外の留学生のことをいいます。



<国費留学生>

① 大使館推薦（海外から採用される場合）

募集対象国（出身国）にある日本公館を通じ、募集されます。大半の留学生は、渡日後半年間、国立の日本語予備教育機関で日本語教育を受け、大学に入学します。大学への入学時期は、4月と10月の2回あります。

② 大学推薦（海外から採用される場合）

大学間交流協定等により渡日を希望する外国人留学生を、受入れ大学が文部科学省へ推薦することにより採用されます。この場合、渡日後に日本語予備教育を受けることなく大学に研究生として入学することになります。大学での受入れ時期は原則として10月です。

<東京都都市外交人材育成基金による留学生>

東京都は、都市外交を推進する上で不可欠な人材育成事業を継続的に実施するため、『東京都都市外交人材育成基金』を設置しました。

本学では、その基金を活用して、2015年度10月より博士前期課程及び博士後期課程に優秀な留学生を受け入れています。この学生は、授業料免除、奨学金給付などが受けられます。

<学生交流協定に基づく交換学生>

本学と学生交流協定を締結している海外の大学から留学生を受入れるものです。受入れ期間は半年又は1年間で、本学での身分は特別科目等履修生になります。

本学と締結している協定大学の情報は以下のHPをご覧ください。



<http://www.tmu.ac.jp/international.html>

<その他の私費外国人留学生>

上記のようなプログラムによらず、留学生個人で入学するものです。

経費の負担は留学生本人や民間奨学金等によることになり、本学留学生の約8割を占めています。

4 チューターの役割

本学のチューター制度は、昭和58年度から実施されています。

チューター（tutor）という言葉は通常「家庭教師」と訳されますが活動内容は様々です。以下に具体的な活動内容を説明しますので参考にしてください。

（1）橋渡しとしての役割

本学が外国人留学生のチューターの皆さんに期待しているのは、まず“橋渡しとしての役割”です。何か気になることがある時には、指導教員、学生課、留学生相談室などへ橋渡ししてください。また、日本の生活や大学の研究活動へスムーズに馴染めるように、留学生に各部署の案内をしてください。

何か問題を感じていてもどこで聞いたらいいのか、何をすればいいのかわからない留学生も多いと思います。そんな時、いつも接しているチューターの皆さんのが「どうしたの？」と聞くことがサポートの第一歩になります。チューターの皆さんのが他に繋げることにより、解決の道が広がります。もし、どこに橋渡ししたらよいかわからない時は、ためらわずに留学生相談室に話してください。

（2）留学生の生活支援

留学生の出身は様々であり、言葉や習慣、思考・行動様式が異なるために日本での日常生活において様々な混乱やあづれきを経験する可能性があります。しかしこうしたことは、留学生にきちんと日本の事情を説明すれば、容易に納得してもらえる、納得できなくとも理解してもらえることが多いと思います。例えばゴミは決められた日時しか外に出してはいけないことや、隣近所とのつきあい方、電車やバスの利用の仕方等、ちょっとした説明で留学生の日常生活が大変スムーズになり、それがひいては留学生の勉学の充実にもつながります。また、大学生活に目を向けてみると、研究室の様子は同じ大学内でも多様でわかりにくいものです。まず、研究室内での決まり事があれば説明してあげて下さい。そして、ただ一方的に押しつけるのではなく、留学生の考えも聞いて、誰でも馴染みやすい雰囲気の研究室作りを他の学生と協力して作っていってください。

(3) 留学生の学習・研究支援

チューターを配置する対象となるのは、要綱にもあるとおり本学に入学後1年以内の留学生です。多くが、本学に入学したばかりの留学生なので、本学での学習や研究活動に不慣れで戸惑いを感じていることでしょう。こうした留学生に対し同じ研究室の仲間、共同研究者としてサポートしてください。例えば学習や研究の場面で留学生が十分に理解できないところを説明し、また、発表のレジュメやレポートなど、日本語のネイティブチェック（自然な日本語にすること）を行なってください。留学生が日本語習得を目指している場合は、日頃から声をかけて積極的に話してください。日常会話も重要な学習の場となります。

専門分野については留学生の指導教員と密接な連絡をとり、必要であれば先生に参考書を推薦してもらうなど、計画的に進めてください。

(4) 留学生とのコミュニケーション

留学生は、単に日本の大学で学位を取得、研究の成果を得るためにだけに、来日しているわけではありません。当然、日本で多くの友人をつくり留学生活を充実した有意義なものにしたいという希望を持っています。おそらく留学生が最初に接触する同世代の学生がチューターの皆さんとなるでしょう。表面的で義務的なつきあいにとどまることなく、仲間・友達としての信頼関係を築くようにしてください。

もちろん、チューターが一人で頑張る必要はありません。留学生が馴染みやすい雰囲気を研究室のみんなと作っていくために、他の学生の方々と協力して考えてみてください。グローバル化が進む世の中、どのようにしたら異なるバックグラウンドを持つ人々と上手くやっていけるのか、留学生との交流を通して今後に役立つことが多く見つかることと思います。

互いに文化的背景が異なる人間同士が信頼関係を築くというのは容易なことではないと思います。抽象的な表現ですが、先ず互いの背景（民族、言語、文化、信条、宗教、政治、価値観等）の違いをきちんと認識するところから始めてください。考え方や行動様式の違いを知ることは、自分の今までの考え方や行動様式を改めて認識するチャンスです。先入観を捨てて、視野を広げてみてください。違いを知り、お互い尊重することが信頼関係を築く鍵になると思います。

ただし、何でもかんでも「文化が違うから」とは考えないで下さい。異なる部分もありますが、同じ部分も大いにあります。また、「文化が違うから」と捉えることで本当の問題が見えなくなってしまうことがあります。留学生が大学生活に馴染めない場合の多くは、「日本と自国のやり方が違うから」ではなく、他の学生達と上手くコミュニケーションが取れていらないことが原因です。適切にコミュニケーションができるようにサポートしてください。

5 チューターの日常活動

(1) 時間等の約束

みなさんが留学生に会う場所、時間をまず決めておきましょう。また、約束を変更するときの連絡方法も決め、メモを交換しましょう。

(2) 留学生の希望をもとにした実施計画の立案

指導教員とともに留学生と時間をかけて話し合い、留学生の入学目的、チューターに対する希望などを聞いておきましょう。また、まずはおおまかでも実施計画を立ててください。別添の各種様式にある、チューター活動予定表を使用して下さい。

(3) 掲示物への注意

留学生用の掲示物（国際交流会館）や国際センターＨＰも注意して見てください。そして留学生が掲示の内容を正しく理解し対処しているかを、会った時に確認してください。

【国際センター・国際課ＨＰ：<http://www.ic.tmu.ac.jp/index.html>】

(4) 講義理解の援助

講義の内容、課題等に関して留学生が困っている場合は助けてあげてください。よい参考書などを知っていたら、紹介してあげるとよいでしょう。わからないことがあれば、指導教員の指示を仰いでください。

(5) 日本語学習の手助け

留学生の日本語能力が不十分と思われるときには、日本語学習の手助けをしてください。日本語学習については、日本語授業を聴講することも可能です。

また、レポート作成や口頭発表について相談されることもあると思います。このような時は原稿に目を通して文章表現を直し、発表の方法などにも助言してあげてください。もちろん、皆さんができる範囲で結構です。内容によっては、指導教員に直接指導を仰ぐよう指示してください。チューター活動が、日本語学習援助に過重になるときは、特任助教（留学生相談担当）又は国際課留学生交流係に相談してください。

(6) 相談にのる

学生生活や日常生活上の相談相手になり、解決に力を貸してあげてください。この場合、一人での解決が困難だと思ったら、指導教員や特任助教（留学生相談担当）に相談してみてください。

(7) 長期休業の前には十分な話し合いを

夏休み、冬休み、春休みなどの長期休業に入る前には、留学生と特に十分な話し合いの機会を持ち、相談に乗るようにしてください。この期間は、留学生は知り合った友人と離れ、孤独になることがあります。休み中も可能な限り、（電話やメールによってでも）連絡を保つようにしてください。

6 チューター面談

本学では、留学生が日常生活や学習上でのトラブルや悩みごとを気軽に相談できるよう、国際センターの特任助教（留学生相談担当）を置いています。

チューターのみなさんには、留学生と一緒に特任助教（留学生相談担当）と直接会う機会を設定しています。面談の時間はチューターの指導時間として扱いますので、留学生と一緒に出席してください。面談時には、別添の各種様式等の中のチューター活動予定表（別添）を提出してください。

面談の目的は以下の2点です。

- 1) みなさんがチューター活動をどのように行っているのか、またどのように行おうとしているのかを、特任助教（留学生相談担当）が直接みなさんから聞いて現状を把握し、具体的なやり方をアドバイスする。
- 2) チューターと留学生のみなさんが相談室の場所と雰囲気を知り、今後何かあったときに気軽に相談室を利用できるようにする。

今後、大学が留学生サポートシステムを適切かつ効果的に運用していくために必要な面談です。現在の状況を話していただくことが中心となりますので、日頃気づいたこと、気になっていることなど気軽に話して下さい。

また、特任助教（留学生相談担当）は原則毎週月・水・木曜日に勤務していますので、担当する留学生の前では話しにくいことがある方、チューターの活動の進め方がわからない方、早めに相談したい方はいつでも気軽に相談室を訪ねてください。メールで相談することも可能です。“相談”という程でなくても、ちょっとしたことでもかまいません。どんどん話しに来てください。

特任助教（留学生相談担当） 壁谷 千穂 先生

特任助教（留学生相談担当） 黄 美蘭 先生

教 授（留学生相談担当） 加藤 由香里 先生

場 所 <南大沢キャンパス>国際交流会館 210室 (内線 5752)

<日野キャンパス> 2号館 206室

<荒川キャンパス> 図書館棟 115室

開室日 <南大沢キャンパス>月曜日・水曜日 9:00~12:00, 13:00~17:00

木曜日 9:00~12:00

<日野キャンパス> 月曜日（午後） 14:30～17:00

火曜日（第二・第四） 9:00～12:00, 13:00～17:00

<荒川キャンパス> 金曜日

9:00～12:00, 13:00～17:00

* 面談までにすること

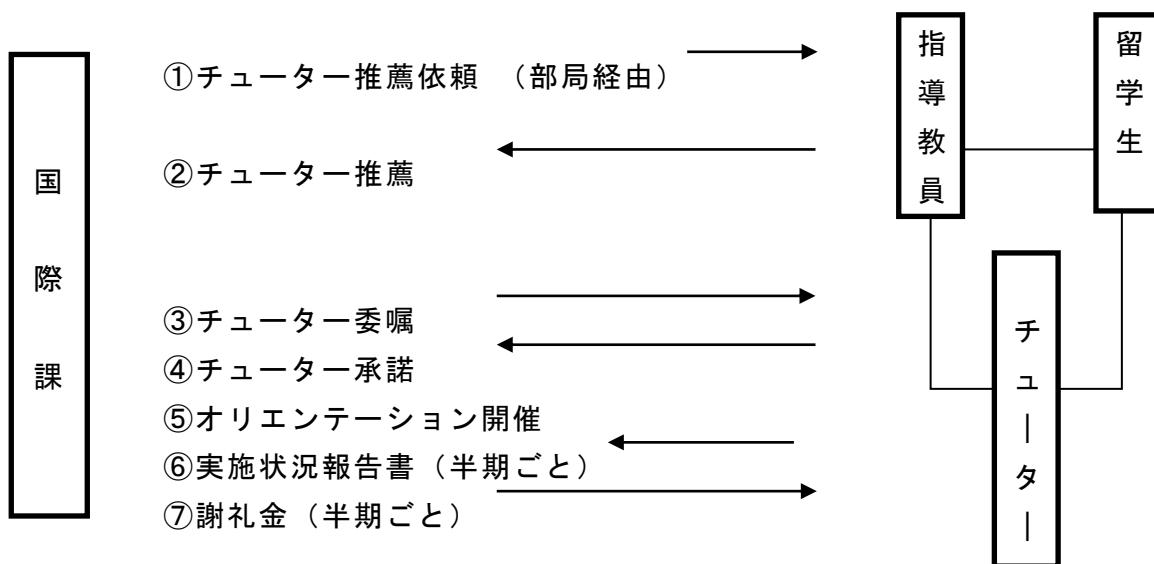
- ・指導教員と話し（できれば留学生も一緒に）、特にどのようなことをチューター活動でやつたら良いか（例、日本語の会話指導、文献講読、日常生活の手伝いなど）指導を受ける。
- ・国際センター・国際課のHPにある《チューター活動予定表》を、留学生と話しながら記入してください。

* 面談当日の注意

- ・時間に遅れないで下さい。
- ・記入した《チューター活動予定表》を持ってきて下さい。

7 チューター制度実施上の事務手続

チューターは、指導教員の推薦に基づき、原則として大学院生の中から選ばれます。その後チューターとしての活動が本格的に始まるわけですが、その活動報告として、四半期ごとに「実施状況報告書」を大学（国際課 留学生交流係）へ提出してください（提出期限は別添を参照）。大学は、提出された報告書に基づき、謝礼金を支給します（銀行口座振込）。以上のこと参考までに簡単に図示すると次のようになります。



チューターの実施期間及び指導時間数は、委嘱状に記載されています。委嘱された期間以外や日・祝日、委嘱時間数を超えて実施しても、その分の謝礼金は支給できません。また、当該月に指導しきれずに余ってしまった時間数を翌月に繰り越すこともできません。

また、謝礼金から所得税として源泉徴収税額（謝礼金総額の10.21%）をあらかじめ差し引いて支給しています。謝礼金を支給した翌年の1月中旬に、希望者に対して支払調書を配布します。源泉徴収の還付を受ける等の理由により支払調書の発行を希望する方は、国際課留学生交流係にご連絡ください。なお、税務署での手続は、各自で行ってください。外国籍のチューターは、源泉徴収を免除される場合もあります。

不明な点がある場合は、国際課 留学生交流係まで問い合わせてください。

直通：042-677-2030 大学内線：5725

その他 各種情報

チューター活動をする上で必要と思われる情報について、
留学生Handbook2020
<http://www.ic.tmu.ac.jp/files/sat/handbook2020jp.pdf>
やホームページをご参照ください。

各種情報	留学生 Hand Book 2020 掲載ページ	東京都立大学/国際センター ホームページ URL
東京都立大学の 日本語の授業	P.9	http://www.ic.tmu.ac.jp/study_abroad/jpclass.html
日本語アカデミック ライティング支援	P.10	http://www.ic.tmu.ac.jp/study_abroad/jpacademic.html
授業料減免	P.12	http://www.ic.tmu.ac.jp/study_abroad/exemption.html
住居関連	P.13	http://www.ic.tmu.ac.jp/study_abroad/housing.html
奨学金	P.16	http://www.ic.tmu.ac.jp/study_abroad/scholarship.html
アルバイト	P.18	http://www.ic.tmu.ac.jp/study_abroad/permission_job.html
在留手続	P.25	http://www.ic.tmu.ac.jp/study_abroad/immigration.html
一時帰国	P.27	http://www.ic.tmu.ac.jp/study_abroad/immigration.html
東京都立大学の 支援体制		https://www.tmu.ac.jp/university/inquiry/index.html
その他 各種相談機関	P.28	